

# 補助金等の被交付団体に対する監査報告書

令和5年9月21日付け白企第62号で地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により石井和芳白子町長から監査を要求された補助金等の被交付団体に対する監査について、監査した結果は次のとおりである。

令和5年11月17日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 今関勝巳

## 記

### 1 監査の対象団体

白子町文化協会（会長 大多和秀一）

### 2 監査の対象年度

白子町文化協会 社会教育活動事業補助金

（9款教育費 4項社会教育費 1目社会教育総務費）

令和4年度決算額 114,000円

令和3年度決算額 57,000円

令和2年度決算額 114,000円

令和元年度決算額 114,000円

平成30年度決算額 114,000円

### 3 監査の実施期間

令和5年9月21日から11月17日まで

## 4 監査の視点

### (1) 町部局関連

- ア 補助金、その他の財政援助の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱は整備されているか。
- ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- エ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- オ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- カ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- キ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ク 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

### (2) 団体関連

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- エ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- オ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

## 5 監査の方法

監査の実施に当たっては、対象となる白子町文化協会及び教育委員会生涯学習課に対して、平成30年度から令和4年度までの5年間分の資料の提出を求め書類の確認を実施し、また、関係者から説明を聴取する等、事務事業の内容について慎重に監査を実施した。

## 6 監査の結果

### (1) 事実関係の確認

年度	書類手続き・金額		決算状況	補助金状況
令和4年度	交付決定 額の確定	114,000円 114,000円	収入 270,670円 支出 193,610円 残高 77,060円	総事業費 193,610円 町補助金 114,000円 依存率 58.88%
令和3年度	交付決定 額の確定	114,000円 57,000円	収入 225,922円 支出 156,252円 残高 69,670円	総事業費 156,252円 町補助金 57,000円 依存率 36.48%
令和2年度	交付決定 額の確定	114,000円 114,000円	収入 294,800円 支出 212,878円 残高 81,922円	総事業費 212,878円 町補助金 114,000円 依存率 53.55%
令和元年度	交付決定 額の確定	114,000円 114,000円	収入 289,701円 支出 201,902円 残高 87,799円	総事業費 201,902円 町補助金 114,000円 依存率 56.46%
平成30年度	交付決定 額の確定	114,000円 114,000円	収入 328,440円 支出 251,739円 残高 76,701円	総事業費 251,739円 町補助金 114,000円 依存率 45.28%

## (2) 監査の結果

監査の結果については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次の事項の改善について検討されたい。

### ①補助金交付要綱等の整備

白子町社会教育活動事業補助金交付要綱は制定されているが、補助の対象となる事業を規定しているのみで補助対象経費・対象使途・上限額・補助率等が詳細に規定されていないため、補助対象事業や補助金額が適正であるかの判断基準があいまいで具体性に欠けている。

白子町社会教育活動事業補助金交付要綱の内容を精査し基準を明確にすることで、誰の目で見ても公正公平な判断ができ、より適切な事業運営につながることから、補助対象経費の内容や金額、補助率等を明示した白子町社会教育活動事業補助金交付要綱へ早急に改正されたい。

なお、改正にあたっては、白子町補助金適正化ガイドラインを参考にしつつ、白子町文化協会の社会教育活動を助長・支援するため、真に必要な経費に対しては適切に補助できるよう配慮されたい。

### ②補助金等の額の確定等

補助金の交付額の確定の際の起案文を閲覧したところ、白子町補助金等交付規則第14条の規定による調査の方法や交付すべき金額を確定するに至った経緯等が明確に記載されていなかった。そのため、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを確認できていない。

交付すべき金額の確定などにあたっては、その判断の過程及び結果を残すことが必要である。具体的な調査の方法や経緯等を記録として残すとともに起案文に明記されたい。

「白子町補助金等交付規則（昭和47年規則第1号）抜粋  
（補助金等の額の確定等）」

第14条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」

### ③団体事務局の適正化

白子町文化協会では、事業管理及び会計管理を教育委員会生涯学習課が担っている。本来であれば、団体役員が執り行うべきであるが、団体の設立目的や、白子町文化協会においては団体の規模及び人員数の関係を考慮して町職員が担っていた経緯もある。町職員が団体事務局の事務を実施せざるを得ないのであれば、町と団体との役割分担が明確にする必要がある。

そのためにも、事業管理や会計管理にて決裁権を持つ者により確実に決裁されるよう規定や体制の整備を図るよう要望する。

## 7 監査意見

### (1) 町部局関連

前述のとおり、白子町社会教育活動事業補助金交付要綱の内容を精査し基準を明確にすることで、誰の目で見ても公正公平な判断ができ、より適切な事務事業の運営につながるため、補助対象事業の内容や金額、補助率を明示した各種補助事業に係る白子町社会教育活動事業補助金交付要綱へ早急に改正すべきである。

また、補助金は産業振興や特定の事業の奨励や行政目的遂行のため等、公益上の必要性に基づいて支出されるものであるから、その目的が十分達成され、効果があがっているかどうかを検証し、記録として残すべきである。

### (2) 団体関連

補助金等に係る収支の会計経理は適正と認められるが、会則の規定にのっとり団体としてしっかり庶務会計が会計経理処理を実行し、教育委員会生涯学習課の事務担当職員に過度な負担が生ずることがないようにされたい。そのためにも、会計規則などを整備し、町と団体の役割分担、また責任の所在についても明確にしながら団体の事務事業を執行されることを徹底されたい。

以上